

## 第464回宮城県情報公開審査会会議録

### 1 開会

事務局

ただいまから、第464回宮城県情報公開審査会を開会いたします。

はじめに、本日の定足数ですが4人の委員に御出席いただいており、半数以上の出席を必要とする、情報公開条例第26条第2項の規定により、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

なお、本日審議を依頼しております、情報公開条例の一部改改正案につきましては、情報公開条例第19条の規定に基づき、公開での審議となります。

それでは議事に入らせていただきます。条例第26条第1項の規定によりまして会長が議長とされております。三瓶会長よろしくお願ひいたします。

### 2 議事

#### (1) 情報公開条例の一部改改正案について

三瓶会長

それでは、次第に従って議事を進めて参ります。

本日は、情報公開条例の一部改改正案に係る審議を予定しております。内容説明について、事務局から説明願います。

事務局 はい。では事務局から御説明させていただきます。

お手元のほうにクリップ留めしている資料、「令和7年9月25日付 県政情報・文書課」という資料と、別添資料1、別添資料2、別添資料3の4つの資料を配布しております。

それでは、権利濫用に関する情報公開条例の一部改改正案について、右肩に令和7年9月25日、県政情報・文書課と記載された資料に基づき、御説明します。

なお、切りの良いところで区切りながら、御指摘や御意見等をお伺いしたいと思っておりますが、説明事項が大変多くなっておりますので、この場だけではなく、11月の審査会やメール等で御指摘や御意見等を提出していただいても構いませんので、よろしくお願ひします。

それでは、1ページを御覧ください。

1の権利濫用等に関する情報公開条例の一部改改正案についてです。振り返りになりますが、令和7年5月27日開催の情報公開審査会において、①から③に記載の、①権利濫用禁止規定の追加及び指針・ガイドライン等の策定、②権利濫用禁止規定の実効性を担保するために、権利濫用に当たる請求に関しては当該請求を却下できる旨の却下規定の追加、③みなし開示規定の追加、これら3つの規定を情報公開条例に追加するための検討に入ることについて了解を得ております。

次に、2の「適正請求」及び「行政文書特定のための開示請求者の協力」に関する規定の追加についてです。

今回、権利濫用禁止規定及び指針・ガイドライン等の策定を検討していく中で、新たに条例に規定した方が良いのではないかという事項が、2点できました。

一つ目が(1)の適正請求になります。

情報公開事務の手引きの6ページを御覧になりながら、説明をお聞きいただければと思います。

本県の情報公開条例の解釈及び運用基準の手引き6ページを見てみると、条例第3条第2項に「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。」とあります。

しかし、解釈には、開示請求により得た情報の適正使用についてのみ解説されており、大多数の県で規定している適正請求に関する記述がありませんでした。このため、今回

の権利濫用禁止規定の追加に伴う改正に併せて、第3条に適正請求に関する規定を追加する改正を行いたいと考えております。

因みに、条例における適正請求の規定の内容については、努力規定としている自治体と、義務規定としている自治体があります。1ページの下の表を御覧下さい。努力規定としている自治体は、青森県、福島県、東京都などの19都県になります。一方、義務規定としている自治体は、栃木県、群馬県、千葉県など12府県になります。このように31都府県が適正請求に関して定めています。条文の例として、東京都と千葉県の条例を表に記載しておりますので、お目通しいただければと思います。

2ページをお開き下さい。

箱囲いの中に、宮城県条例に規定する場合の第3条第2項の改正案を記載しております。第2項は開示請求者の責務の規定で、現行規定は、「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。」となっています。しかし、「情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。」という表現は、開示請求者というよりは、我々実施機関の義務に感じられるので、改正案として「行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に則し、適正な請求を行うとともに、開示により得た情報を適正に使用しなければならない。」と修正したいと考えています。なお、この書きぶりは群馬県情報公開条例第24条を参考にしています。

二つ目が（2）行政文書特定のための開示請求者の協力です。

請求者が行政文書を特定することは困難な場合が多いと考えられるので、実施機関は行政文書の特定に必要な情報を提供する努力義務があることを条例第5条第3項に明記していますが、請求者の開示に係る実施機関への協力義務については宮城県条例には規定されておりません。請求の目的を達する上で不必要に大量と思われる開示請求によって、いたずらに行政事務の停滞が生ずることは避ける必要があり、また、両者相まって開示請求制度の円滑な運用を図る必要があることから、請求者にも実施機関の行う行政文書の特定に協力する責務があることを規定したく、今回の改正において第5条に請求者の協力に関する規定を追加したいと考えております。

箱囲いの中に、宮城県条例に規定する場合の第5条の改正案を記載しております。第5条第2項に、「行政文書の開示を請求しようとするものは、実施機関が行政文書の特定を容易に行えるよう必要な協力をしなければならない。」と追加したいと考えております。この書きぶりは三重県情報公開条例第6条第2項を参考にしています。

なお、開示請求者の協力規定を条例本文に明文化しているのは都道府県では、富山県と三重県の2県のみでありました。

因みに先日、窓口で開示請求の対応をした時にも、過去20年分の宮城県が法人・個人に対して補助金を交付した相手方と、補助金の交付年月日、補助内容が記載されている一覧を出してくれという請求がありました。やはり、補助金については全庁に係するものであり、また、20年間となるとかなりのボリュームになるので、こちらから「まず5年に区切っては如何ですか」とか、「取りあえず経済商工観光部や太陽光パネル補助を実施していた環境生活部を対象としては如何ですか」と提案しても、「いや、自分は20年分、全庁分が欲しいのだ」と言い張られ、そう言われると我々としては受けざるを得なく、各部局に依頼しているという状況があります。こういう請求も結構ありますので、我々としては開示請求者の協力という規定はあったほうが良いと考えております。

ここまで説明で、御指摘や御意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

繰り返しになりますが、5月の審査会では権利濫用禁止規定と請求却下規定の追加についてはお話をさせていただきましたが、今回「適正請求」及び「行政文書特定のための開示請求者の協力」の規定につきましては、今回初めてお話をするものになりますので、規定の追加の可否を含めまして御意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

三瓶会長

はい、ありがとうございます。今の適正請求と協力ですかね。2点について先生方、何か御質問、御意見等あればお願ひします。

これについては、努力規定と義務規定があるようですが、この改正案はどちらになるのですか。

義務規定の書きぶりにしております。

はい。

立て付けとしては、条例で適正請求の規定を設け、また併せて、これから説明させていただく権利濫用に関する指針・ガイドライン等の中で、権利濫用請求に当たる場合をより具体的に定めておいた上で、諸事情を総合的に勘案し、場合によっては請求を却下できることもできるというものにしていきたいと考えています。例えば、開示物を悪用した請求者に対しては、再度、同様な請求した時には却下を含めて検討できるようにしたいと考えています。

三瓶会長

権利濫用規定を置く前段階として、義務を2つ規定したいということですね。

事務局

はい、おっしゃるとおりです。

三瓶会長

これで権利濫用請求をどれくらい防げるかというところもありますが、事務局の説明のとおり、条例にこれらの義務を規定しておいた方が良いと思います。

事務局

事務局では、義務規定の書きぶりにしておりますが、もう少し柔らかい努力規定のほうが良いという御意見があれば、修正させていただきたいと思います。私も実施機関側になるので、立場上、適正に請求してもらいたいという思いがあって、義務規定しておりますが、お客様（県民）目線に立てば、努力規定くらいで良いのではないかという考え方もあるのかなと思っております。

菅野委員

今の説明について2点、意見を述べさせていただきます。

まず1点目として、「義務」か「努力」か、その効果は何かということを考えると、結局、正当に請求しないと開示受けられませんということであり、また、義務違反でも何か罰則がある訳ではありませんし、ある意味、当たり前のことを規定することになると思っています。書きぶりについても、もともと「権利を正当に行使し」というものを「適正な請求を行うとともに」への修正なので、解釈として「義務」か「努力」かのどちらが良いですかと聞かれれば、「義務」なんだろうなと思いながら説明を聞いていました。文脈としても、そんなに強い表現ではないので、「そうだよね」というように読み取れるので、これで違和感はありません。

2点目としては、適正な請求の「適正な」という表現についてです。個人的には「正当な」の方がしっくりくるのではないかと感じています。「正当な」の方が意味合い的に広く、その中に「適正」というものがあるのかなと。「適正」の対義語が「不適正」であり、背景として、おそらく不適正な請求が沢山あったことから、このような書きぶりにしたのかもしれません、適正が何かといったときに、権利行使が適正なのか、目的が適正なのか、請求行使が適正なのかなど色々な意味があることから、どうもしっくりこない感じがしています。行政側の趣旨や背景、時代の要請であることは理解できますので、この表現に全く反対という訳ではないのですが、ます最初に「権利を正当に行使し」というものがあって、この正当な権利行使の中に適正請求があるのではないかと

	<p>思っております。</p> <p>また、新たに追加となった「開示により得た情報を適正に使用しなければならない」については、得られた情報をどのように活用するのかということは大事であり、このご時世なのできちんと使用してくださいということも時代の要請であるので、特に異論はありません。</p> <p>第3条第2項の改正の趣旨には賛成ですが、「適正な」というところについて、解釈の疑義を生じさせないよう「適正な請求」に権利を正当に行使しという意味合いが含まれているということではなく、しっかり明記すべきだと考えます。</p>
三瓶会長	はい、ありがとうございます。
事務局	事務局説明によると、努力規定が19都県、義務規定が12府県とありましたけど、今の菅野委員がおっしゃったとおり「正当」という方がしっくりくるのかなっていう気がしますけど、他県は全て「適正」なのですか。
菅野委員	適正な請求という書きぶりが多いと思います。規定案を考える際に他県の条例を参考にしていることが多いので、多数派の表現に引きずられてしまう傾向があり、そのため、「正当」ではなく「適正」がそのままスタンダードになったのではないかと思っています。
堀澤委員	おそらく「情報公開請求権行使する」となると、「正当」行使するとなり、それでは具体的な請求手続はどうすべきかとなると、それは「適正」に請求すべきとなるのではないかと思います。使われる文脈で少し異なるのではないのでしょうか。「適正な請求」については、(条文の見出しが、適正請求など)手続的な意味合いである規定の場合では、「適正な請求」という書きぶりになることは理解しています。
事務局	「適正な請求を行う」となると、窓口で職員を威圧・誹謗中傷しながら請求することはやらないでくださいといった感じのイメージになり、「権利を正当に行使し」だと、請求目的も含めてきちんと権利行使してくださいという感じになるのかなと思います。この規定で言いたいのは、請求者に対して、請求者が行政に適合してやって欲しいということではなくて、本当に、よほど良くない方々を排除する趣旨だと思います。例えて言うと、同心円状の中心に素晴らしい請求みたいなものがあって、外に向かって段々良くない請求みたいになっている場合、この円の中にあるものを排除したい訳でなく、円の中に入ってるようなダメな請求を排除したいことを言いたいのかなと。我々が本当にやりたいことは、開示請求は原則できる、原則できるけど権利濫用はダメですよということなので、権利の正当な行使の方が良い気がしますね。
菅野委員	ありがとうございます。
堀澤委員	もう少しよろしいでしょうか。適正な請求に関連して、ダメな請求はダメなので、「ダメな請求を適正にやればできるのですか」と言われても、ダメなものはダメで終わりますよね。例えば、不適切な表現になるかもしれません、「盗みはダメです」といったときに、では「適正に盗むにはどうしたら良いのですか」と言われても「いやいや、ダメなものはダメですよ」となる訳で、「適正」の意味合いが、これだけでなく、こちらが意図した意味合いとは異なったものと捉えられかねないという違和感があります。
事務局	「条例の目的に即し」だけで、本来はある程度、適正請求をすることを担保するはずなのですよね。だから、ここをうまく使えないかなという気はします。「この条例の目的に則して請求を行う」という書きぶりとか。ただこれだと、今度は、読んだ人にとって感銘力が薄くなってしまいますかね。ちょっと気を付けようって気持ちになりますかね。この条例の目的が規定してある第1条をみて、よく分からぬと思われてしま

	うのですかね。
三瓶会長	「正当な請求」となると、目的を含め、きちんとした内容になってないとダメですという前提にありそうですけど、現状、請求目的は問うてないですよね。
事務局	問うてないです。知りたいと言われば、どうぞとなります。
三瓶会長	「適正請求」について、「適正」の書きぶりの可否は一旦置いといて、「開示請求者の協力」を規定することについては如何ですか。規定することは問題ないと思いますので、先生方、条文の文言や書きぶりをみていただき、もし意見等があればよろしくお願ひします。この後まだ大量にあるので、引き続きよろしくお願ひいたします。
菅野委員	なお、適正請求をしてもらうこと自体は反対でありませんので。
事務局	はい、ありがとうございます。
	それでは、続けさせていただきたいと思います。
	3ページをお開き下さい。
	1ページの1の③に記載の、みなし開示規定の追加になります。
	5月の説明の繰り返しになりますが、「みなし開示」とは、開示請求者が正当な理由がなく開示に応じない場合は、一定期間経過後、開示したものとみなして、その手続を終了することです。
	本県情報公開条例では、「みなし開示規定」は定めておりませんが、条例第7条第3項において「開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があった日から90日以内に開示を受けなければならぬ。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。」と定めており、実質的に、開示決定後90日を過ぎると、当該請求の手続を終了させておりますが、条例に90日経過後、規程上も、開示したものとみなし、その手続を終了する旨を箱囲いのとおり定めたいと考えております。改正案としては、条例第7条第4項に「前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示決定を受けた者が開示を受けないとき、実施機関は、開示請求に係る行政文書を開示したものとみなす。」と追加するものです。
	なお、みなし開示規定を設けている都道府県は、東京都、神奈川県、富山県、三重県、和歌山県の5都県で、お示ししている改正案は、三重県情報公開条例第18条第3項を参考しております。
	ここまで説明で、御指摘や御意見等がございましたら、よろしくお願ひします。
三瓶会長	はい。正当な理由なしに90日以内に開示を受けないっていうものは、それなりに件数あるのですか。
事務局	結構あります。県政情報センターで、そのまま段ボールに溜まつたままの状態で、一応保管はしています。要は、また同じものが再度開示請求をされた場合、それらを使えることもあり得るので、ある程度、半年から1年位は取って置いてあります。
三瓶会長	90日超えて開示を求めてきた場合に、正当な理由があるのかないのかという、そういう争いになるようなことはありましたか。
事務局	特に、大きい争いはないです。
三瓶会長	閲覧しに来たときに、90日超えていても、どうぞということはありましたか。
事務局	実際には、請求者から「その期間、入院していました」とか、「拘置所に入っていた」とか、「海外出張で来られなかった」とか、そういう説明を受ければ、やむを得ない理由があると判断して、開示しますが、大体はそういう感じではないです。
三瓶会長	因みに、行政文書の開示の方法の区分ですけど、①閲覧・視聴、②写しの交付・複製物の供与、あるいは③その両方がありますけど、今の話しているパターンは、写しを欲しいということでなくて、①の閲覧させてもらいたいっていうパターンですよね。写し

の交付の場合は、実費的なものが必要になりますよね。

事務局

そのとおりです。

三瓶会長

はい。先生方、如何ですかね。

堀澤委員

郵送の場合は、請求者が受け取らずに返ってくることもあり得ますよね。（開示等決定通知が）返ってきた場合も、郵送した瞬間に開示をしたっていう扱いになるのですか、それとも、受け取ってないから開示はできなかつたとして、90日経過を待つことになるのですか。

事務局

（開示の）手続としては、写しの交付に係る実費負担をいただいているので、こちらでお金を受け取った後に、（開示物を）発送するという手続となっております。固いことを言えば、90日以内に現金が届かなければ、発送はしないことになりますが、運用上、ギリギリで届けば、例えば1日や2日過ぎたくらいでは、発送することになると思います。

堀澤委員

郵送で交付物を受け取る場合は、受け取る意思があれば、お金を送ってくるということですね。

事務局

はい。

堀澤委員

これはあまり問題にならないパターンですかね。

事務局

権利濫用にも繋がってくるのですが、大体、開示物を受け取らない人は、権利濫用に該当するような方が多くて、例えば、全国のいろんな県や市町村に対して開示請求している人が、半年に1回くらい開示請求のために来ていますが、半年に1回くらいなので、当然、開示決定後90日過ぎてから来て「なんで出せないのか」と言って大騒ぎし、対応者に「出せない根拠を示せ」とか色々言ってくるので、我々としては「条例の規定により、既に開示決定から90日が過ぎているので開示したこととみなしております」という説明ができれば良いと思っております。

三瓶会長

なるほど。でも、手続を終了させる根拠規定はこれですと言った場合、その後、改めて同じ開示請求を行えば、それはそれで改めて手續が始まるのですよね。

事務局

はい、そのとおりです。

次の「権利濫用」のところで、御説明させていただきますが、同じ開示請求を何回も繰り返した場合には、権利濫用にあたる余地があると思います。また、指針案においても意図的に開示物を受け取らないで、何回も何回も同じ開示請求を行うというのは、権利濫用にあたる余地はありますよという立て付けにしています。

三瓶会長

はい、わかりました。ありがとうございます。では、引き続きお願ひします。

事務局

次に、4の権利濫用に関する条例本文における規定方法について御説明します。

（1）の他県の状況についてです。情報公開条例に権利濫用禁止規定を設けている県は、6県あります。規定方法としては、「開示請求権の濫用禁止」の規定を単体で設けている県”、“開示請求権”の規定に設けている県”、“責務”の規定に設けている県”的3つの規定方法がございました。

4ページをお開き下さい。

（2）権利濫用禁止規定及び請求却下規定を御覧ください。権利濫用禁止規定については、先ほど御説明したとおり、「開示請求権の濫用禁止」の規定を単体で設ける方法”、“開示請求権”の規定に追加する方法”、“責務”の規定に追加する方法”的3つが考えられます。

また、請求却下規定については、「開示請求権の濫用禁止」の規定を単体で設ける方法”、“開示請求権”の規定に追加する方法”が考えられます。なお、事務局で確認した

ところ、条例に却下規定や拒否規定を設けている都道府県はなく、調べた範囲では、横浜市及び浜松市が規定しています。4ページの下に参考として、両市の請求拒否規定を記載しておりますが、条文自体は「実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。」という表現となっております。

4ページ中段に記載のとおり、権利濫用禁止規定（案）としては、「何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。」で、富山県や山梨県などの条例を引用しています。

また、請求却下規定（案）としては、「実施機関は、○○に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を却下することができる。」を考えております。

これらの規定を、今の宮城県の条例のどこに置けば、収まりが良いのかを御意見等いただければと思います。切りの良いところまで続けさせていただきます。

5ページをお開き下さい。

（3）の「権利濫用規定及び請求却下規定」を追加する場合の案を御覧ください。

案の1として、「開示請求権の濫用禁止」の条項を新たに設けて、「権利濫用禁止規定」と「請求却下規定」を盛り込んでいます。

案の2は、第4条の開示請求権に、「権利濫用禁止規定」と「請求却下規定」を盛り込んでいます。

案の3として、第3条の責務に「権利濫用禁止規定」を盛り込み、第4条の開示請求権に「請求却下規定」を盛り込んでいます。

事務局としては、権利濫用請求禁止は、開示請求者の責務に当たると考えられるので、案の3のとおり、「責務」の規定に権利濫用禁止規定を追加し、「開示請求権」の規定に請求却下規定を追加する方法が、一番収まりが良いのではないかと考えております。

ここまで説明で、御指摘や御意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

はい、ありがとうございます。

濫用禁止規定の新設と、濫用があったと認めるときの請求却下規定ですけど、今の説明だと、請求却下規定は都道府県レベルで設けている自治体は無くて、政令指定都市2市が規定しているということですかね。権利濫用禁止を論じるのであれば、請求却下規定まで置かないと実効性を担保できないということですね。

はい。

先生方、御意見なり御質問なり、如何でしょうか。

先ほど、横浜市と浜松市が請求却下規定を置いていると説明させていただきましたが、結構、小さな自治体では、この規定を定めているところはあって、割りと小さいレベルの市町村では定めている感じです。

逆に、濫用禁止規定を設けている県で、請求却下規定を置いてない理由は何かあるのでしょうかね。セットでないと、あまり実効性が無いような気がしないでもないですね。

その辺までは把握しきれていないです・・・。

そこまで規定するのは行き過ぎだという判断なのですかね。

結局、都道府県レベルで請求却下規定を設けることについて、なかなか勇気がいることと認識しており、我々も勇気を持って、今回ちょっとチャレンジしてみようと考えています。やっぱりセットじゃないと実行性が担保できないと思っていますし、そもそも

三瓶会長

事務局

三瓶会長

事務局

三瓶会長

事務局

三瓶会長

事務局

	罰則規定を設けるつもりはないので、果たして実効性がどれくらい担保できるのかという御意見もあるかと思いますが、県として、こういうことはやめてくださいっていう意思をきちんと示す必要はあるのではないかと考えております。
事務局	我々、各都道府県の（情報公開制度に係る）連絡会議があるのですが、その会議の意見交換によると、県に濫用禁止規定を設けてなくても、一般法に基づいて却下している自治体もあるようですし、また、ガイドライン等を定めている都道府県は、そのガイドラインに基づいて却下している自治体もあります。したがって、請求を却下している都道府県はあります。
三瓶会長	それを条例の定めとして置くところまで、やりますかということですね。
事務局	はい、その通りです。
三瓶会長	罰則規定を置かないのは、それは当然だと思いますけども、却下されても結局また開示請求されるというのは十分あり得る話ですよね。それだと、また権利濫用に該当するおそれがあるので、エンドレスになってしまうのですね。
事務局	却下するケースとは、かなり悪質な場合だと思うので、余程のことがなければ却下はないと考えております。
三瓶会長	このあと指針案の説明があると思いますけど、この指針案で結構細かく決めていますよね。
事務局	はい。
三瓶会長	先生方、如何ですか。
堀澤委員	規定すること自体には異論はありませんが、どこに置くかということですね。案1、案2と違って、案3だけが権利濫用禁止規定と請求却下規定が別々の条に置いていますが、第4条第2項で却下するにあたって、権利濫用請求というものを解釈しなければならず、また、第3条と第4条がどのような関係に立つかを考えるような書きぶりが必要になるので、規定するのであれば、案1か案2になると思います。その上で、同じ条の中で一つの項に置くか、それとも項を分けるか否か、権利濫用禁止規定と請求却下規定が、意味的に同じ段落で考えた方が良いのかどうかという問題だと思います。まあ、作者の個人の趣味的なところもあるかと思いますが。
三瓶会長	確かに、案3だと、権利濫用禁止規定と請求却下規定が別々の条に置いていますので、分断されている感じがしますし、請求する、開示するというのは一連の流れなので、案3は少し違う気がしますね。また、案1のように第4条の2とするのも少し違う感じがしますね。
堀澤委員	権利濫用禁止規定を第3条として書くと、第3条1項が実施機関の責務、第2項が請求者の責務を規定しているのに対して、これは権利の濫用の効果として、請求却下をもたらす規定になるので、この意味からも案3は座りが悪い気がしますね。第1項、第2項はこれ自体効果をもたらす規定ではないのに、第3項にいきなり効果をもたらす規定を置くのは違和感がありますね。また、第2項に置くと、第1項と第2項のように効果をもたらさない規定だと思われるおそれもありますよね。
三瓶会長	堀澤先生としては、条例に却下規定を置くこと自体は・・・。
堀澤委員	権利濫用禁止規定の実効性を担保する上でも、条例に却下規定を置かざるを得ないと思います。権利濫用禁止規定だけを置くよりは良いと思っています。後は、この後説明していただく指針案で、どのように規定していくかだと思います。
三瓶会長	菅野先生、どうですか。
菅野委員	むしろ請求却下規定を置くことには賛成です。終わりがあった方が良くて、そうでなければエンドレスになりますよね。例えば、「もうちょっと特定してくれれば対応でき

るのに」とか、「もうちょっと穏やかに言ってくれれば対応できるのに」とか、手段が適正じゃないときに、適正な手段で請求すれば良いのでということになり、また次に、「怒鳴らなかつたら対応できるのに、怒鳴らないでください」とか、「怒鳴らなかつたら対応してくれるのね」という改善可能性があると、いつまでも終わりがないので、却下という形で結論を出した方が良いと思うので賛成です。

次に、どこに置くかですが、案3は違うので、案1か案2になりますかね。まず、開示請求権があって、でも権利の濫用はダメですよと。効果として、却下もありますよとした方が、收まりが良いですよね。権利の濫用の話と手続的な請求却下の話は、本来違うものかなと思いつつ、分けてしまうと分かり難いかもしれないで、案2の第1項で請求権あります、誰でも請求できますよ、第2項で権利濫用はダメですよ、第3項でその時には却下しますよ、という流れの方が分かり易いと思います。私は案2に1票入れます。

三瓶会長  
板委員

はい、ありがとうございます。板先生、如何でしょうか。

やはり私も案3のように分かれると少し伝わりにくいかなと思うので、案1か案2ですかね。案1の方が、(開示請求権の濫用禁止と)見出しあるので分かり易い気もしますが、ちょっとチャレンジ過ぎるので案2ですかね。

板先生がおっしゃるとおり、条文の見出し・タイトルに「濫用禁止」と出てくると、少し怖さがありますので、案2が妥当だと思います。

はい、ありがとうございます。今、菅野先生からお話をあったように、却下という効果をもたらすためには、指針なり、ガイドラインで切るよりも、やはり条例自体に定めを置いたほうが良いと思います。定め方について、一貫した流れとしては、案2が良いと思います。横浜市と浜松市もこのパターンですよね。

事務局  
三瓶会長

はい。

堀澤先生がおっしゃるように、第4条の2として、独立して濫用禁止の見出し・タイトルを置くのもどうなのかという気がしますし、都道府県条例で初の却下規定になるようです。

はい、ありがとうございます。

よろしいですかね。

では、案2で進めさせていただきます。

それでは、ここで休憩といたします。

(休憩)

では、再開いたします。6ページから引き続きお願いします。

はい、説明を続けさせていただきます。

今、皆様方に案2で進めたほうがよろしいんじゃないかっていうことでお話をいただきました。

別にお配りしている、別添資料1の「情報公開条例の解釈及び運用基準（一部改正案）」を御覧いただきたいと思います。

なお、配布している別添資料1については、「開示請求権」の規定に追加する方法を採用した場合の記載となっておりますので、先ほどの御指摘・御意見に従い、該当する条文の趣旨・解釈・運用に追記分を入れ込みたいと思います。申し訳ございませんが、これから説明は、案の3の体での説明になってしまいますので、御容赦願います。

別添資料1の2ページをお開き下さい。

条例本文については、先ほど御説明したので、趣旨・解釈・運用について御説明します。

趣旨の3を御覧下さい。読み上げます。「本条第2項は、行政文書の開示を請求しようとするものの責務を定めたものである。また、本条第3項は、この条例による開示請求権も無制限なものではなく、条例の目的に則って正当に権利行使すべき一定の責務があり、適正な請求を促す観点から、開示請求権を濫用してはならないことを定めたものである。」。ここは、宮崎県情報公開条例の解釈及び運用基準を参考にしています。

解釈の2を御覧ください。「行政文書の開示を請求しようとするものは、条例の目的に則して適正な請求を行わなければならず、また、行政文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って適正に使用しなければならないということであり、いやしくも、他人の権利及び利益の侵害その他この条例の目的に反して使用してはならないということである。」。ここは、朱書き部分を追記、取り消し線の部分を削除しております。

解釈の3を御覧下さい。「請求者が、特定の部局の保有する全ての行政文書の開示請求をしたり、請求するだけで閲覧に来なかつたり、又は写しの交付を請求しながら受け取りに来ない、あるいはその費用を支払わないなど、この条例の目的、趣旨を逸脱し、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることをもっぱら目的としている開示請求で、実施機関の事務処理経費の増大や他の業務の停滞などを招くものは、正当な権利の行使とはいえず、権利の濫用となるものである。

また、特定の個人又は職員等への誹謗、中傷、威圧、攻撃など情報公開と直接関係のない事項を主たる目的とし、害意をもって行う開示請求も同様である。

なお、対象行政文書が大量であることのみを理由として開示請求を却下することはできず、基本的には条例第6条第4項又は第12条第4項の規定による開示決定等の期間の延長を行うことにより対応すべきであるが、害意のある大量請求や、実質的に行行政文書の特定に至らない包括的な請求などに対しては、権利の濫用として却下する場合もある。」。ここは、静岡県情報公開条例解釈及び運用の基準、横浜市条例の解釈・運用の手引を参考しております。

3ページをお開き下さい。

では、運用の6を御覧ください。「特定の開示請求が権利濫用に当たるか否かは、開示請求に係る請求内容、開示決定等に至るまでの請求者とのやり取り、請求者の言動その他様々な要素を総合的に勘案し、業務阻害性及び害意（行政を停滞させる意思）の有無を個別具体的に検討して判断することとなる（横浜市情報公開・個人情報保護審査会「行政文書開示請求権の適正な利用について（意見）」平成21年7月参照）。また、この場合の判断については、別に定める（仮称）宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針によるものとする。」。ここは、山梨県情報公開条例解釈運用基準を参考しております。また、「（仮称）宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針」については、後ほど御説明しますが、この名称が確定次第、正式名称を入れ込みたいと思います。

なお、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会『行政文書開示請求権の適正な利用について（意見）』平成21年7月」については、別添資料2としてお配りしておりますので、お時間のあるとき御覧いただきたいと思います。

ここまで説明で、御指摘や御意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

繰り返しになりますが、第3項のところは第4項に移し替えることになりますので、文言の中身というか説明の内容が適當かどうか判断して御意見いただければと思っております。

はい、ありがとうございます。御質問なり御意見等、先生方どうでしょうか。

個別的な話になるのですけど、今回の改正案で「開示請求をするものは、実施機関が

行政文書の特定を容易に行えるように必要な協力をしなければならない」とせっかく入れたので、(請求者との)やり取りの中で協力を求めたけど、協力を得られないなどのプロセスが重要な要素になってくると思います。つまり、解釈の3番目の「なお」以下ですけど、「期間の延長を行うことにより対応すべきであるが、害意のある大量請求や、実質的に行政文書の特定に至らない包括的な請求などに対しては、権利の濫用として却下する場合もある」のところにおいて、“包括的請求だから直ちに却下で”ではなくて、ここに“必要な協力を求めて協力を得られない”というワンクッションが入って、そのプロセスの後に却下がくるのではないかと思いました。今回、せっかく改正するので、「必要な協力を求めて協力が得られない」等のプロセス的な文言も入れたら如何かだと思います。

で、次のページめくって、同じところの3の6番目ですが、「様々な要素を総合的に勘案し」の前に、例えば、“請求者の協力”や“協力の程度”、“協力の具合”とかですね、“協力”というキーワードを入れるとよろしいかと思いました。

ありがとうございます。

「請求者とのやり取り」という文言はありますけど、検討してみてください。

はい。因みに、運用の6番目に「横浜市情報公開・個人情報保護審査会「行政文書開示請求権の適正な利用について（意見）」平成21年7月参照」とありますが、この文言も記載するのですか。

山梨県の情報公開条例の解釈及び運用基準には、この文言が記載されています。

なるほど。

山梨県の運用基準の書きぶりを倣い、私としては記載したいと考えています。（横浜市意見については）ホームページで検索すると、先生方皆さんも、他の一般の方もすぐ調べられますので。

従前の解釈運用基準には、こういった文献とか資料の引用は無かったのですよね。

そうですね。手引き上は、無かったと思いますが・・・・。

では、記載するということでおろしくお願ひします。

運用の6の書きぶりについてですが、（HPで調べてみると）総務省で検討した結果として出てくるような情報公開制度の権利の濫用についてでは、「権利濫用にあたるか否かの判断は、開示請求の対応、開示請求に応じた場合は、行政機関の業務への支障および国民一般の公務に不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認める範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行うこととされ、云々かんぬん」という感じになっていますが、横浜市意見を引用したこの書きぶりは、この当時（平成21年）は開示請求に応じた場合の行政機関の業務の支障とは大量請求のことをおそらく想定していたことから、カスハラ的に窓口で迷惑をかけてくる場合を想定していない書きぶりになっていると思います。今、お示しいただいている横浜市意見の書きぶりでも良いと思う反面で、他方で「業務阻害性及び害意」という文言が一方的と言いますか、マイナスの方ばかりを考慮しているような感じを受けるので、総務省の権利の濫用に関する記載とか、これを受けて書いていくいくつかの自治体の解釈運用基準では、国民一般が被る不利益とは、それ（権利濫用請求）によって行政が阻害されることによっての国民が困るっていうことを含めて考えている一方、他方でその文書が公開されることによっての国民の利益についても考慮できるような書きぶりになっていると思います。したがって、何かこのようなニュアンスは入れたいかなと思いますね。業務阻害性という端的な表現にしたことによって、そのニュアンスが落ちたかなという印象を受けます。

規定の趣旨を損なわないよう、せっかくですから、国民一般の不利益や住民一般の不

	利益というものと、行政への業務阻害性というものを考慮しますよという書きぶりにしては如何ですか。
事務局 三瓶会長	ありがとうございます。 それでは、今の部分は、堀澤先生がおっしゃった内容を参考にしていただいて、修正してください。
事務局 三瓶会長	はい。 他にございますかね。
事務局 三瓶会長	因みに、この宮城県の解釈運用基準はホームページで公開されていますか。
事務局 三瓶会長	公開しています。
三瓶会長	この指針案は、県内部の指針になるのですか。
事務局 三瓶会長	内規ではありますが、策定にあたりパブリックコメントの対象にする予定ですし、審査会でお認めいただければ、県のホームページで公開するつもりです。
三瓶会長	権利濫用に当たるか否かの部分は重要なファクターになりますよね。後で説明があるかと思いますが、どのように判断するのか気になりますね。
事務局 三瓶会長	よろしいですか。では、引き続きよろしくお願ひします。
事務局	はい、では続けさせていただきます。
	4ページをお開き下さい。
	条例本文については、先ほど御説明したので、趣旨を御覧ください。本条の後に「第1項」を追記しておりますが、これは今回の改正で第2項を追加したためです。
	次に、2として「本条第2項は、開示請求がなされ、当該請求が権利の濫用に当たると判断された場合には、実施機関は当該請求を却下することができる旨を規定するものである。」と追記しております。これは、横浜市情報公開条例の解釈・運用の手引きを参考しております。
	解釈の3を御覧下さい。条例第4条第2項の解釈として、
	(1) 「前条に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求」とは、前条の解釈及び運用に基づき実施機関が当該開示請求を権利の濫用であると判断した請求をいう。
	(2) 「権利の濫用に当たる請求があったと認めるとき」とは、様々な要素を総合的に勘案した結果、権利の濫用であると実質的に判断される場合をいう。
	(3) 「当該請求を却下することができる」とは、当該請求を却下する権限が実施機関にあることを確認的に規定したものである。こちらも、横浜市情報公開条例の解釈・運用の手引きを参考にしております。
	運用の3を御覧下さい。条例第4条第2項の運用として、
	(1) 本項の適用は、例外的なものであり、厳格に運用しなければならない。
	(2) 条例の目的に反する開示請求のおそれがある場合であっても、まずは請求者に対し、条例の目的に則した適正な請求を行うよう理解、協力を求めるため、請求目的や必要性について請求者から聴取するとともに、当該請求が条例の目的に反した不適正な開示請求のおそれがある旨を説明し、補正又は請求の取り下げを要請するものとする。その上でなお、請求者から理解、協力が得られない場合は、本項を適用することとする。
	(3) 実施機関が権利濫用に該当するとして却下決定をする場合には、あらかじめ県政情報・文書課に協議するとともに、遅滞なく、宮城県情報公開審査会に報告するものとする。
	(4) 本項の処分は、開示決定等（条例第10条）に該当し、処分に対する審査請求の対象となる。

	<p>こちらも、横浜市情報公開条例の解釈・運用の手引きを参考にしております。ここまででの説明で、御指摘や御意見等がございましたら、よろしくお願ひします。</p>
三瓶会長 堀澤委員	<p>はい、ありがとうございます。如何でしょうか。</p> <p>4ページの運用の3の(2)について、「不適正な開示請求のおそれがある旨を説明し、補正又は請求の取り下げを要請するものとする」として、ダメなら却下するという流れになっていますが、請求の取り下げをこちら(実施機関)から申し出た場合、紛争になったら面倒だなという印象を受けますが、この「請求の取り下げを要請する」という文言は、如何ですかね。念頭にあるのは、おそらく一部取り下げみたいなことを想定するのだと思うのですが、下手に相手方につけいる隙を与えててしまうのではないかという印象を受けました。請求者が「卑怯なことを向こう(実施機関)が言ってきたぞ」といったことを主張しそうな印象を受けましたが・・・。</p>
事務局	<p>私としては、「補正」というのは、今ある請求が包括的だけど対象を絞って良いですよというケースを念頭に置いていて、「取り下げ」と言っても、全く無しにする訳ではなくて、包括的な請求したら一旦取り下げてもらい、もう一回別な適正な請求、対象行政文書を特定し得る請求に代えてもらうケースを想定して書いています。取り下げと書いてしまったのですが、痛くない腹をさぐられるおそれもありますし、どちらも補正的な手続になるかと思うので、削除しても・・・。</p>
三瓶会長	<p>あと、今の3の(2)について、ここは本項(請求却下規定)を適用する場面の説明だと思いますけど、この書きぶりだと「この場合ですよ」としか読めないので、これが例示の一つであることが分かるように書いていただきたいと思います。</p>
堀澤委員	<p>請求を取り下げる趣旨についてはわかりました。私は結構でございます。</p>
三瓶会長	<p>権利濫用の該当事例の具体的な取扱については、指針案に記載されているかと思いますが、一般の方が見るのは、先ず条例や解釈運用基準を読むと思いますので、ここにもある程度の事例を、読んですぐ分かるような事例をいくつか挙げておいたほうが良いのではないかですか。</p>
堀澤委員	<p>権利実現を目標としている申請に対して、取り下げを要求するというのは、やはりそれなりにこう、なんか・・・。補正は、権利実現に行政が協力している感じがするのですが、協力できないのであれば、筋としては却下なのかなという印象を受けますね。「一部の変更」とか「一部取り下げ」とかならわかるのですけど、「取り下げ」と一言で出すと、「全部ダメなのか」という感じがしてしまいます。</p>
菅野委員	<p>印象が悪い感じがします。生活保護の水際問題みたいで、門前払いそこでストップするのかといった印象を受けますよね。運用において取り下げはあるかもしれません、市民の皆さんを見るのであれば削っても良い気がします。</p>
事務局	<p>「又は請求の取り下げ」部分は、削らせていただきます。</p>
事務局	<p>運用の3の(2)に、三瓶会長がおっしゃったようにある程度、例示などを2つ、3つ記載して、分かりやすい、理解しやすい文章にするというのと、「取り下げ」という文言は、やはりちょっと違うかなという御意見をいただいたので、そこは削除したいと思います。</p>
堀澤委員	<p>先ほど、菅野先生がおっしゃったように、実際問題として、運用上は、おそらく必要なことというのは理解しました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>
三瓶会長	<p>やはり却下は最後の手段ですからねということですよね。</p>
堀澤委員	<p>請求している側からすると、これ読んだときに争訟の可能性さえも確保できないように読めてしまいます。</p>

三瓶会長	修正をよろしくお願ひします。
事務局	ありがとうございました。
三瓶会長	では、続いてでよろしいですか。
事務局	はい。5ページをお開き下さい。
	条例本文については、先ほど御説明したので、解釈の3を御覧ください。行政文書の特定の解釈として、「行政文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、請求者が行うべき事項である。しかし、県民が実施機関の保有する行政文書の件名等を知り得ることは少なく、請求者が行政文書を特定することは困難な場合が多いと考えられるので、実施機関の側にも行政文書の特定に必要な情報を提供する努力義務がある。また、請求の目的を達する上で不必要に大量と思われる開示請求によって、いたずらに行政事務の停滞が生ずることは避ける必要がある。そこで、第1項第2号及び第2項では、請求者には実施機関の行う行政文書の特定に協力する責務のあることを、第3項では、実施機関にも行政文書の特定に必要な情報を提供する努力義務があることを明記し、両者相まって開示請求制度の円滑な運用を図るものである。」と、行政文書特定のための開示請求者の協力規定を加えたことに伴い、追記しております。
三瓶会長	こちらは、三重県情報公開条例解釈及び運用の基準を参考にしております。
堀澤委員	ここまで説明で、御指摘や御意見等がございましたら、よろしくお願ひします。
三瓶会長	如何でしょうか。
事務局	個人的には、これは良い規定だと思います。両方で協力しましょうという感じで良いと思います。
	特にないですかね。では、引き続きお願ひします。
	6ページをお開き下さい。
	条例本文については、先ほど御説明したので、趣旨の2を御覧ください。2の中程に、朱書きで「及び第4項」と追記しておりますが、これは条例第7条に第4項を加えてことによるものです。
	次に7ページの解釈の4の第4項を御覧ください。
	みなし開示の解釈を記載しております。みなし開示の解釈として、「開示決定を受けた者が開示を受けないまま当該期間を経過したときは、当該開示決定に係る行政文書は、正当な理由がない限り、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなされ、開示の実施に係る手続を終了することを定めたものである。なお、この『みなし開示』については、行政文書開示決定通知書及び行政文書部分開示決定通知書にその旨を記載することにより、あらかじめ、開示決定を受ける者に周知されることとなっており、当該期間を経過した場合において、実施機関は、開示決定を受けた者に特段の通知をすることを要しないものである。「みなし開示」が適用された場合において、なお同一の行政文書に対する開示請求があったときは、当該開示請求が適正な請求であるかどうか、権利の濫用に当たるかどうかを慎重に判断するものとする。」と追記しており、ここは、富山県情報公開条例解釈及び運用の基準を参考しております。
	情報公開条例の解釈及び運用基準に関する説明は以上になります。
	ここまで説明で、御指摘や御意見等がございましたら、よろしくお願ひします。
三瓶会長	はい。何かありますかね。
菅野委員	質問させていただきます。実際の事務の流れについてです。例えば、開示請求を受けて、段ボール2箱分の開示文書を用意して待っていました。開示決定後90日が経ちました。開示文書を廃棄処分して手續は終了します。しかし、100日位経って「あれどうなった?」みたいな感じで、請求者が来られて、「もう90日経ったので終了です」

と説明した場合に、「忙しくて、来られなかったのです。もうダメなのでですか?」と主張してきたときに、「いやいや、忙しいでは正当な理由になりません」と、「病気もしていたのだ」とか、「本当に病気していたのですか?」といったやり取りがあるかもしれません。

このようなときに、正当な理由の審査とか、元の請求を継続したものとしてもう一回準備するのか、また、開示決定等通知書に「90日以内に受け取らないときはもう手続は終了したものとみなされますのでご留意ください」旨の予告的な記載をしないと、トラブルの基になるのではないかと感じております。

実際、運用事務の流れとしては、どういうものを想定しているのか、イメージがあれば、教えてください。

事務局

イメージとしては、90日以降でバッサリ切ることは想定していません。我々も90日が過ぎたからといって開示文書を処分したりはせず、半年くらいは保管しているので、請求者が真面目な方であれば、状況等を聞き取りして、相手方の言い分を聞き、それなりの理由があれば「正当な理由」と判断して開示することはあります。しかし、90日を過ぎてやってくるような人は変わった方、権利の濫用に該当するようなことをやっている人が多いので、このような方々には厳格にやっていきたいと思っています。相手によって対応が変わるのは、如何なものかと御指摘をうけてしまうかもしれませんのが・・・。

菅野委員

例えば、90日経ったので処分をしました。そこで、既に開示手続が終了したので、正当な理由がない限り、もう開示しないことになって、同一の請求者がもう一回同じ請求をした場合は、権利の濫用で却下するというパターンは想定しているのですか。

事務局

1回の繰り返しの請求では、正直、なかなか切りづらいなと思っています。何回繰り返されたら切れるのかと聞かれても、総合的に勘案して判断することになるという回答になってしまふかと思います。ただ、相手方の態度にもよりますが、1回、2回くらいでは、すぐ権利濫用に該当し却下とは、なかなかならないと思っております。

菅野委員

もう一つ、追加で質問ですが、事務処理として終了手続として、終わりましたという手続はあるのでしょうか。

事務局

ないです。

菅野委員

終了の手続がないのであれば、例えば、情報公開の開示請求簿みたいなものがあったとして、この請求は開示しましたとか、期間内に開示しましたとか、処理済みですとかいったものがありますか。

事務局

一覧表は作っています。受付した日付、いつ来たか、郵送できたのか、現場（センタ窓口）に来たのか、地方機関経由できたのか、ということは全部記録しています。

菅野委員

例えば、捜査機関で言うと、立件しました、でもこういう処理で不起訴処分にしました、とか、ある意味、事件簿的なものに落としていくと思うのですけど、厳密にそういう事務処理ではないのですか。

事務局

一覧表に、受付日、受付経路、開示等決定期限、開示等決定日、担当課などを記載しています。

事務局

また、手続が終了したことについて、相手方に何か通知するとか、そういったことはしていないです。内部の処理として、終わった、処理済みという感じでやっています。

菅野委員

ありがとうございます。内容には異論はないです。

三瓶会長

因みに、開示等決定通知書ですけれど、配達日時が後で分かるような形で郵送しているのですか、それとも普通郵便ですか。

事務局

普通郵便で送っています。県内であれば、次の日か、2日くらいで届くだろうし、県

	外の場合でも 1 週間あれば届いていると考えています。
三瓶会長	決定等通知書には、「この通知があった日から 90 日を経過すると」とあるので、起算日はどのように考えるのですか。また、そういう郵便は届いていないという争い方がされれば、どのようになるのかと思いまして。
事務局	(開示の) 手続としては、送った文書(開示等決定通知書)を持ってきてもらうことになりますので、その文書がなければ、基本的には開示していません。行政文書開示等決定通知書という知事印を押印した文書を送ります。また、実際には、この文書を通知するだけではなく、開示等を決定した後に、開示物を準備するまで時間がかかるので、いつ頃準備できるのかを請求者に連絡しています。例えば、9月25日付けで開示等を決定したとしても、翌日、翌々日に開示物を交付できるとは限らないので、担当課の作業時間や県政情報センターに持ち込める時期を踏まえながら、何月何日以降には準備できていますので来てくださいというやり取りはさせていただいている。普通の一般的なお客様であれば、そういうやり取りの中で、まだ届いていないとか言われれば、何月何日に送付しているのでそろそろ届くと思いますといった話になりますので、通知が届いた、届かないといった問題は起こらないのではないかと考えています。
三瓶会長	今回、開示したものとみなすという法的効果を発生させようということなので、起算日が、きちんとしてないとまずいのではないかと思いました。私たちのように裁判所の手続を利用している側からすると、そういう発想になりがちなのですね。先ほどお話をあったように、開示の日時とか場所とかが別途調整によるということであれば、「そういう郵便物は来ない」と主張されたとしても、開示したとみなしたからもう手続は終わっていますということになり、改めて開示請求がされれば、それはそれで対応するので、(通知が) 着いたか否かについて後から立証できなくても大した問題ではないということですね。
事務局	はい。
三瓶会長	極端な話を言えば、権利濫用に該当しているかどうかを判断するに当たって、この部分(起算日)を立証できるか否かは重要なファクターになると思いますね。開示したものとみなして、あとは一切開示しませんという、そこまでの法的効果が伴うのでしたら起算日は重要な話になるかと思います。
事務局	90日が経過し、その後もう一回同じ開示請求をしたからといって、「通知が届いていなかった」という説明をされれば、その請求をもう一回受け付けて、また開示等決定を行うという流れになります。ただ、それを5回も6回も同じようなことがあれば、本当に届いていないとなりますよね。このようなときは、我々としても、実施機関に対して、このような人に対しては到着が分かる郵便で出した方が良いのではとアドバイスすることになると思います。
三瓶会長	因みに、今は「通知があった日から 90 日を経過すると、開示を受けることできなくなります」と様式第3号に書いてありますが、ここに「この間に開示受けなかつたら開示したものとみなす」といった文言を追記するのですか。
事務局	その通りです。
三瓶会長	はい、分かりました。
事務局	実際問題、普通の人は普通郵便で送っても、通知が届いたら「いつ行けば良いの」とかの反応がありますが、起算日を含めて色々と主張してくるような方々に対しては、我々としても配達状況が確認できる郵便で送ったりすることもあります。
三瓶会長	はい、わかりました。この点はよろしいですか。
	では、これで別添資料の1の説明は終わりましたかね。

事務局  
三瓶会長  
事務局

はい。  
では、引き続きお願ひします。

では、再び、右肩に令和7年9月25日、県政情報・文書課と記載された資料に基づき、御説明しますので、資料の6ページをお開きください。

5の情報公開条例の解釈及び運用基準の変更箇所です。

確認の意味で、情報公開条例の変更箇所を表にまとめております。変更する条項は8つで、うち①、⑥から⑧までの4つは、公文書管理条例の制定に伴う変更箇所で、②から⑤までの4つが、今回、権利濫用禁止規定の追加に伴い変更する箇所になります。

次に、6の（仮称）宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針（案）について御説明します。

まずは、（1）の権利の濫用に関する指針・ガイドライン等を策定している他県の状況についてですが、現在、表に記載の9都県が策定しています。

なお、東京都、神奈川県、愛知県、兵庫県、和歌山県、香川県の6都県は、権利の濫用のための指針・ガイドライン等を単体で策定しており、指針・ガイドライン等の名称の脇に米印が付いている、静岡県、三重県、宮崎県の3県は、開示事務取扱要綱等の一部において権利濫用禁止を規定しています。

7ページをお開き下さい。

5月に御説明した振り返りになりますが、参考として、「権利濫用禁止規定を条例に規定している県」と「権利の濫用に関する指針・ガイドライン等を策定している都県」をまとめた表になります。静岡県、三重県、宮崎県の3県が条例に規定するとともに、ガイドライン等も策定しております。

（2）の権利の濫用と解される開示請求を類型化している都県についてです。9都県がガイドライン等に権利濫用請求に当たるとされる類型を定めておりますが、時間が限られておりませんので、全ての都県の類型及び具体的な請求例の説明は省略させていただき、事務局で指針案を作成するにあたり、大変参考となった和歌山県と香川県の権利濫用請求に当たるとされる類型について御説明したいと思います。

9ページをお開き下さい。

それでは、和歌山県の欄を御覧ください。和歌山県は、（1）超大量請求である場合と（2）条例の目的に反する開示請求である場合に、大きく2つに区分し、（2）条例の目的に反する開示請求である場合を、アの請求者の発言等から請求の目的や動機が公文書の開示以外にあると推認される場合、イの適正に開示を受ける意思が認められない場合、ウの公文書の開示によって得た情報を不適正に使用されることが明らかである場合の3つに区分し、全体として4つの類型を定めています。

次の香川県の欄を御覧ください。香川県は、（1）行政文書の特定に至らない包括的請求である場合、（2）請求書の記載内容や発言から害意が明白である場合、（3）行政文書の公開を受ける意思がないと認められる場合、（4）正当な理由なく短期間で請求が繰り返される場合、（5）同一の所属への請求が繰り返される場合、（6）形式上の不備が明白な請求が繰り返される場合、（7）その他の濫用的請求である場合の7つの類型を定めています。

後ほど御説明しますが、宮城県の指針案では、7都県の類型を参考にしながら、また、窓口対応の経験を踏まえながら、大きく「条例の目的に反する開示請求である場合」と「不適正な大量請求である場合」に分け、それぞれを細分類して、6分類しております。

ここまで説明で、御指摘や御意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

三瓶会長	はい、ありがとうございます。 県によって類型の分け方や類型数が違いますけど、宮城県としては、実際の開示請求の状況を鑑みて、先ずは大きく条例の目的に反する請求と不適正な大量請求の2つの類型に分けたということなのですか。
事務局	はい、そうです。
三瓶会長	先生方、どうでしょう。
菅野委員	宮城県の案は、どこにあるのでしょうか。
三瓶会長	宮城県の案は、別添資料3ですかね。
事務局	別添資料3については、この後に御説明させていただきます。
三瓶会長	会議メモの11ページに「指針案骨子」があって、該当要件として「条例の目的に反する請求」と「不適正な大量請求」があって、これらの詳細な内容については別添資料3に記載されているのですか。
事務局	はい、その通りです。
三瓶会長	「条例の目的に反する請求」については、指針案では4類型に分けているのですか。
事務局	はい、4類型になります。
三瓶会長	「不適正な大量請求」については、2類型に分けているのですか。
事務局	はい、その通りです。
三瓶会長	この類型は、現場の状況を踏まえて考えたのでしょうか、如何ですか。
事務局	ここでは、このような骨子を作りましたということを説明させていただいて、指針案を説明させていただく中で、この類型はいらないのではないかといった御意見をいただければと思います。
三瓶会長	では、別添資料3のところで、類型については説明していただきたいと思います。
事務局	他の県ではこんな風にやっていますという説明でした。それでは、11ページをお開き下さい。
	(3) 宮城県指針案の骨子になります。
	第1として 趣旨
	第2として 基本的な考え方
	第3の権利濫用請求の該当要件として、先ほど若干触れさせていただきましたが、
	1 条例の目的に反する開示請求である場合
	2 不適正な大量請求である場合
	と大きく2つに分類しております。
	第4の事務手続として、
	1 条例の目的に反する開示請求のおそれがある場合の手続と
	2 不適正な大量請求である場合の手続
	第5として、権利濫用請求に該当すると判断される場合の留意事項
	といった構成になっております。
	引き続き、(仮称)宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針について御説明したいと思いますので、別添資料3を御覧ください。
	まず、第1の趣旨から第2の基本的な考え方までを御説明します。
	別添資料3の1ページを御覧ください。読み上げさせていただきます。
	なお、本文の参考とした都県のガイドライン等を、背景を黄色の朱書きで記載しております。
	第1 趣旨
	この指針は、宮城県情報公開条例第3条第3項に規定する権利の濫用と解される

開示請求があった場合について、実施機関における取扱いを明確にし、情報公開制度の適正な運用を推進するために定めるものである。

権利の濫用に当たるか否かについては、各事案ごとに個別に判断すべきものであり、本指針の考え方には該当すれば直ちに権利の濫用として却下できるというものではないことに注意し、また、本指針の運用に当たっては、県民の行政文書の開示を請求する正当な権利を妨げることのないよう十分に注意しなければならない。

なお、本指針は、本県や他の地方公共団体における事例、判例の動向を検証しながら、隨時、見直しを行っていくこととする。

## 第2 基本的な考え方

### 1 適正な行政文書の開示事務について

情報公開制度は、公正で透明な行政を推進し、県民と県が情報を共有し、県政に対する県民の理解と信頼を確保することを目的として創設されたものであり、この制度を健全に機能させていくためには、県民の協力が不可欠である。また、開示請求者は、一般に行政事務に通じていないことから、開示請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を的確に記載することは困難である場合が多いと認められる。

そのため、実施機関は、行政文書を特定するために必要な情報を積極的に提供するなど、条例第3条第1項に基づき適正な開示事務を確実に推進していくなければならない。

### 2 権利の濫用について

#### (1) 権利の濫用とは

権利の濫用とは、一般的に、「形式上、権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果とに照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために正当な権利の行使として認めることができないと判断される行為」をいうとされている。

#### (2) 権利の濫用に当たるか否かの判断

ア 情報公開法においては、開示請求が権利の濫用と認められる場合についての明文の規定ではなく、権利の濫用と認められる場合かどうかについては、一般法理により判断している。また、総務省で定める情報公開法に基づく処分に係る審査基準においては、権利の濫用に当たるか否かの判断は、「開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う」とされ、「行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる」とされている。

イ 本県においては、宮城県情報公開条例の解釈の及び運用基準に記載のとおり、請求者が、特定の部局の保有する全ての行政文書の開示請求をしたり、請求するだけで閲覧に来なかったり、又は写しの交付を請求しながら受け取りに来ない、あるいはその費用を支払わないなど、この条例の目的、趣旨を逸脱し、実施機関の事務遂行能力を著しく減殺させたり、減殺させることをもっぱら目的としている開示請求で、実施機関の事務処理経費の増大や他の業務の停滞等を招くものや、特定の個人又は職員等への誹謗、中傷、威圧、攻撃など情報公開と直接関係のない事項を主たる目的とし、害意をもって行う開示請求は、正当な権利の行使とはいはず、権利の濫用に当たるものとして請求を却下できることとしている。

ウ 請求者が行う開示請求が、権利の濫用に当たるか否かについては、当該開示請求

の内容、態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等の事情を総合的に勘案し、社会通念上相当と認められる範囲を著しく超えるものであるのか否かについて、個別の事案ごと、慎重に判断するものとする。

なお、本指針の運用に当たって、実施機関は、行政文書開示請求権の行使を不当に制限したり、妨げたりすることのないよう十分に注意し、安易に開示請求を却下してはならない。

ここまで説明で、御指摘や御意見等がございましたら、よろしくお願ひします。

はい、ありがとうございます。何かありますかね。

先ほどの権利濫用の要素の業務阻害性のところで触れましたが、解釈運用基準上での書きぶりと、指針案との書きぶりについて、これをどっちに合わせるのか問題が発生していますよね。解釈運用基準だとだと横浜市意見、指針案は総務省の記載を参照して書いてありますので、整合を取った方が良いかと思います。

はい、ありがとうございます。先生の御指摘だと、総務省に合わせた方が良いと言ふことですかね。

総務省の方が良いと思います。

あとは、特によろしいですかね。

時間がないので、今日予定していた諮問第262号の教職員のコンプライアンス確認関係文書については、次回に持ち越しになります。次回審査は、この続きからですかね。

はい、続きを説明させていただきたいと思います。

会議メモの11ページにスケジュールを記載しておりますが、予定では今日の審議を踏まえて10月中旬からパブリックコメントをするつもりでしたが、これは後ろ倒しになるかと思います。

はい、分かりました。それでは、公開での審議は以上となります。どうもありがとうございました。

## (2) 前回審査会会議録の確認

三瓶会長 それでは、次第に従って引き続き議事を進めて参ります。

前回の審査会の会議録の確認ですけれども、修正の連絡はございましたでしょうか。

ございませんでした。

委員の皆様から、会議録についての御意見はございますか。

(異議なし)

なければ、これで会議録を確定とさせていただきます。

## 3 事務連絡

事務局 • 日程確認 10月30日（木）午前9時30分から午前11時30分まで  
11月25日（火）午前9時30分から午前11時30分まで

以上をもちまして、本日の情報公開審査会を終了させていただきます。ありがとうございました。